

馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領

(趣旨)

第1条 この要領は、馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程(以下「会議運営規程」という。)
第8条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議
の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項
を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、会議運営規程第7条に規定する会議録等の写しとする。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局が指定する場所とし、その時間は指定する場所の執務時間内とする。

(写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者が、複写機による複写の方法によりその写しの交付を希望する場合の費用は、用紙の大小に係らず1枚20円とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月22日から施行する。

